

新潟県条例第17号

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（平成12年新潟県条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3・4 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。